

三、生活困難なるものに對する子弟教育費の補助

四、工場内外科出張を設備

五、長家不足の爲、其の貸與を得ざるものに對する住宅料補助

六、年年賞與の給與

斯くの如くして、官憲の取締と鑛山側の多少の讓歩に依り事件略々解決し、同盟會に於ては目下拘引せられたるもの、家族の救済に努めつゝあり。

第二 足尾鑛山に於ける紛擾事件

第一節 足尾鑛山紛擾の原因

足尾鑛山に於ける今回の紛擾は、曾つて同鑛山の飯場頭たりし松葉鏗壽を會長とし、同鑛山に於て多數の會員を有する大日本鑛山労働同盟會が、多數の鑛夫が豫てより飯場制度に懐焉たるものあるを奇貨とし、自ら飯場頭役に代り、鑛夫の牛耳を採らむことを企てたる運動の勃發にして、是か導火線となりしものは、鑛山事業上の都合に依り、十一月二十日を以て斷行したる鑛夫二百八十六名の解雇なりとす。

鑛夫側の提出せし要求事項は、(一)飯場制度を全廢すること、(二)最低賃銀を一圓八拾錢となすこと、(三)就業時間を坑口標準八時間と爲すことの三項なりしも、後の二項が深き根柢を有せざりし事は、幾干ならずして之を撤回したるによりて推知せらるゝを以て、結局、要求の眼目は飯場制度全廢の一點に在りしものと言ふを得べく、飯場制度に就ても多數衷心の希望は寧ろ其の改善に在りしものと認めらる。

又鑛山に於ては、大日本労働同盟會の外、友愛會、全國坑夫組合何れも多少の會員又は組合員を有すれども、後の二者は全く今回の紛擾に干與せず、全國坑夫組合の如きは寧ろ今次の運動は喜ばざる風ありき。

左れば茲には紛擾の要因たりし大日本鑛山同盟會の性質、飯場制度の現況並に多數鑛夫解雇の事由に付聊か説述する所あらむとす。

一、大日本鑛山労働同盟會の性質

本會は先に一言せし如く、元足尾鑛山の二類鑛夫(二類鑛夫とは現在に於ては最早や存在せざるも、曾つて同鑛山に於て多數に使役せし土方人夫に近き劣等労働者なり)の飯場頭たりし松葉鏗壽の主宰する所にして福田秀一及綱島正興(何れも法學士)之が顧問たり。松葉は飯場頭時代に労働者の